

特許法施行令及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令ここに公布する。

御名 御璽

平成十四年六月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百十四号

特許法施行令及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十四号)の施行に伴い、並びに特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第六十七条第二項及び第八十四条の二十第六項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特許法施行令の一部改正) 第一条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に、「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条第二号中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

第十七条の表の中欄中「国内書面提出期間」の下に(「第百八十四条の四第一項ただし書」の外語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間)を加える。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部改正) 第二条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令(平成二年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号中「特許法」の下に「第四十条の七若しくは」を加える。

第六条中第二十二号を第二十三号とし、第七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 特許法第四十八条の七の規定による通知

別表の一の項第四欄中「第九号まで、第十九号及び第二十号」を「第六号まで、第八号から第十号まで、第二十号及び第二十一号」に改め、同表の二の項第四欄中「第九号まで及び第十八号から第二十二号」を「第六号まで、第八号から第十号まで及び第十九号から第二十三号」に改め、同表の三の項第四欄及び四の項第四欄中「第七号、第八号、第九号、第十号及び第二十号」を「第八号、第九号、第十号、第十一号、第十二号及び第二十一号」に改め、同表の五の項第四欄中「第七号、第八号、第九号、第十号及び第十七号まで、第十九号及び第二十号」を「第八号、第九号、第十号及び第二十一号」に改め、同表の六の項第四欄中「第七号から第十七号まで、第十九号及び第二十号」を「第八号から第十八号まで、第二十号及び第二十一号」に改める。

附則

この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年九月一日)から施行する。

経済産業大臣 平沼 赳夫
内閣総理大臣 小泉純一郎

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十四年六月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百十五号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の施行期日は、平成十四年七月一日とする。

総務大臣 片山虎之助
内閣総理大臣 小泉純一郎

省 令

○総務省令第六十三号

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年六月十九日

総務大臣 片山虎之助

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電氣通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三章の二 基礎的電氣通信業務 (第三十三条 第四十条) を「第三章 第二種電氣通信事業 目次中、第三章 第二種電氣通信事業(第三十三条 第四十条)を」に改める。

第六条第二項第六号中「同じ。」及び「を」この条及び次条において同じ。」及び「に改める。

第二十二條の四第三項中「第二十六号」の下に「。以下「会計規則」といふ。」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 基礎的電氣通信業務 (基礎的電氣通信業務の内容) 第四十条の二 法第七十二条の五の総務省令で定める電氣通信業務は、次に掲げる電氣通信業務(委託された業務を含む。以下この章において同じ。)をいう。

一 アナログ電話用設備(事業用電氣通信設備規則第三条第二項第二号に規定するものをいう。以下この条において同じ。)を用いて提供する音声伝送業務であつて、次のイからニまでに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。)

イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電氣通信業務 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分(施設設置負担金(第一種電氣通信事業者が電話の役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭として、法第三十一条第一項の規定により届け出た料金(同条第四項の規定により認可を受けるべき料金にあつては、当該認可を受けた料金)をいう。)に係る部分を除く。)に係るもの

ロ アナログ電話用設備に係る市内通信 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該端末設備が設置される単位料金区域(電氣通信業務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電氣通信事業者が全国の区域を用いて設定する区域をいう。以下同じ。)と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの(イに掲げるものを除く。)

ハ アナログ電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電氣通信業務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの(イに掲げるものを除く。)

(1) 離島(本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。)のみで構成される単位料金区域の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

二 アナログ電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの(イに掲げるものを除く。)